
工 事 と 発 掘 調 査

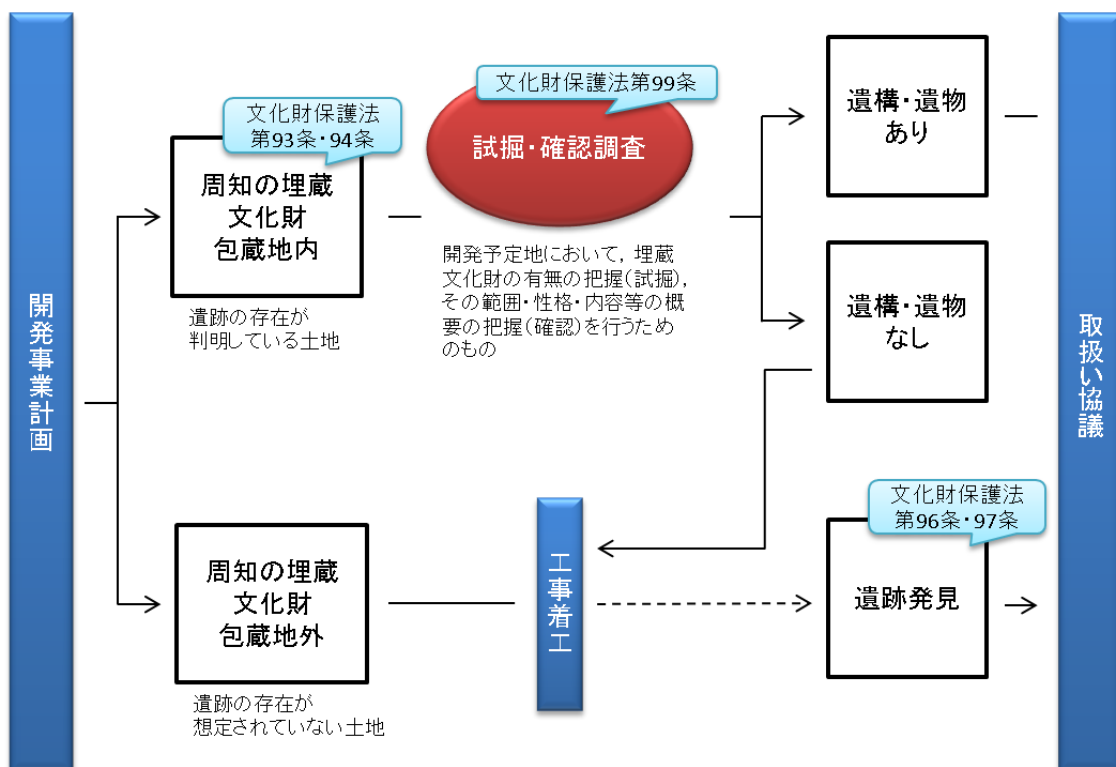
ー遺跡内での工事手続きガイドー

東広島市教育委員会
(東広島市出土文化財管理センター)

1 埋蔵文化財とは

埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財を指します（文化財保護法第92条）。具体的には集落跡・古墳墓・社寺跡・城跡・窯跡などの「遺跡」のほか、そこから出土する土器・石器・瓦片などの「遺物」がこれに当たります。

埋蔵文化財が存在（包蔵）する土地として周知されている場所（「周知の埋蔵文化財包蔵地」）は、全国で約46万か所、東広島市内では1,700か所以上が確認されています。これらは、その土地に生きた人びとの営みを示す遺産であり、地域の歴史そのものです。埋蔵文化財をむやみに壊すことなく発掘調査し、その価値を住民が共有することは、地域のコミュニティを構築し、郷土愛の醸成にもつながります。



開発計画と埋蔵文化財の取り扱いフローチャート

2 遺跡かどうかを調べるには（Ⅰ）～踏査～

東広島市内で土木（農業関連を含む）・建築（個人住宅の建築・増改築を含む）工事などの開発を計画している場合には、その計画地（予定地）における埋蔵文化財（遺跡）の有無及びその取り扱いに関する照会をお願いしています。この照会が必要な地域は東広島市内全域で、計画面積については何平方メートル以上といった制限ありません。掘削や盛土を伴うなど、土地を造成する工事すべてが対象です。

こうした工事などの計画地が埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当するかどうかの照会（物件調査を含む）は、「埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の確認依頼書」（確認依頼書）【様式 1】を 1 部提出してください（押印はいりません）。資料は、計画場所（範囲）が確認できる地図（住宅地図）や公図などを添付してください。

提出いただいた確認依頼書に基づいて、専門職員が現地踏査などを行って回答します。

※ 確認依頼書（様式 1）は、インターネット「東広島市役所ホームページ」⇒「組織から探す」⇒「教育委員会生涯学習部」⇒「東広島市出土文化財管理センター」⇒「東広島市出土文化財管理センターの詳細」からダウンロードできます。

○ 確認依頼書（様式 1）の提出方法

- ・ 窓口（東広島市出土文化財管理センター）へ直接提出
- ・ 郵送で提出
- ・ ファックスまたは電子メールでの提出

○ 確認依頼書（様式 1）の受取方法

- ・ 窓口（東広島市出土文化財管理センター）で受け取る。
- ・ 郵送を希望の場合は、返信封筒（長形 3 号、84 円切手付）を同封してください。
- ・ ファックスまたは電子メールでの提出の場合は、同じ方法で返信します。
- ・ 電話のみでの回答は行っていない。

【注意！】

開発地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」でない場合は、工事着工前に届出を行う必要はありませんが、その場所に未確認の遺跡が存在し、工事中に発見される場合があります。遺跡が発見されると、文化財保護法第 96 条に基づいて一旦工事を止め、現状変更することなく「遺跡の発見届」を提出しなければなりません。文化庁長官は、この届出に対して工事の停止または中止を命じる場合があります。

〔記入例〕

〔様式 1〕

提出日

令和 年 月 日

東広島市教育委員会教育長 様

埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の確認依頼書 (兼回答書)

依頼の場所	東広島市	確認が必要な範囲の住所(地番が多い場合は別紙へ)
面積	(上記の全面積) m ²	
依頼者	住所 会社名 担当者名 連絡先 Tel : E-mail : Fax :	施主、事業主、土地所有者、仲介業者など (回答書の宛名となります)
依頼の目的	☐ 物件調査 ☐ 開発(工事)計画(事業名 :) 目的 : ☐ 個人住宅、 ☐ 共同住宅、 ☐ 店舗、 ☐ 会社・工場、 ☐ その他建物 ☐ 宅地造成、 ☐ 発電、 ☐ 電波塔、 ☐ 土砂採取・ゴミ埋立、 ☐ 交通 ☐ 電気・ガス・水道、 ☐ その他開発 ()	事業名が決まっていれば記入(仮でも可)
開発予定時期	令和 年 月 日	

どちらか一方
をチェック

※太線内の必要事項を記入し、場所(範囲)のわかる地図(住宅地図、公図等)を添付してください。
(工事等の計画図、施工図の添付は必要ありません)

添付資料

この欄は記入しないでください

回答の内容 (以下の欄は記入しないでください)	回答番号
☐ 埋蔵文化財があります ・遺 跡 名 : ・遺跡の種類 : ・遺跡の時代 : 開発(工事)開始 60 日前までに、文化財保護法第 93・94 条に基づく届出・通知が必要です。また、工事内容によっては発掘調査を実施しなければなりません。計画が決まりましたら、できるだけ早く協議をお願いします。	
☐ 埋蔵文化財の確認が必要です この場所(計画範囲)は、埋蔵文化財の有無が確認されていません。それを明らかにするためには試掘調査を行う必要がありますので、計画が決まりましたら、できるだけ早く協議をお願いします。	
☐ 周知の埋蔵文化財は有りません ☐ 物件調査 : この場所には、周知の埋蔵文化財は有りません。 ☐ 開発計画 : この場所には、周知の埋蔵文化財は有りませんが、工事中に新たに発見された場合にはご連絡ください。	

※ 詳細についてのお問い合わせは、回答番号をお知らせください。

・問合先 : 東広島市出土文化財管理センター (東広島市河内町中河内 651 番地 7)

Tel : 082 (420) 7890、 Fax : 082 (437) 0320

E-mail : hgh207890@city.higashihiroshima.lg.jp

3 遺跡かどうかを調べるには（Ⅱ）～試掘～

掘削や盛土などを伴う工事の計画地（予定地）内で、埋蔵文化財（遺跡）の有無が確認されていない場合、それを明らかにするための試掘調査（部分発掘調査）が必要となります。

現地の作業（試掘調査）については、原則公費で行いますが、作業が可能となるための諸準備（近隣住民への挨拶も含む）は申請者側で行ってください。調査後には必要に応じて埋戻しを行います。舗装等の現状復旧はできません。また、掘削箇所についてはどうしても地盤が弱くなりますので、引き続いて農作業や駐車場等の土地利用を考えられている場合は、一定期間は注意してください。

試掘調査を希望する場合は、「埋蔵文化財の有無について（依頼）」（試掘依頼書）【様式2】を1部提出してください（申請者と土地所有者が異なる場合は、両者の署名・押印が必要です）。また、工事内容が明らかな場合は、資料として位置図・現況図のほかに、造成図・建物配置図・基礎伏図・基礎断面図・地盤改良施工図などの工事計画書類を添付してください。これらに基づいて調査場所を検討します。

提出いただいた試掘依頼書に基づいて、専門職員が現地調査などを行って回答します。

※ 試掘依頼書（様式2）は、インターネット「東広島市役所ホームページ」⇒「組織から探す」⇒「教育委員会生涯学習部」⇒「東広島市出土文化財管理センター」⇒「東広島市出土文化財管理センターの詳細」からダウンロードできます。

○ 試掘依頼書（様式2）の提出方法

- ・窓口（東広島市出土文化財管理センター）へ直接提出
- ・郵送で提出
- ・東広島市役所北館（文化課）へ提出

○ 試掘依頼書（様式2）の受取方法

- ・窓口（東広島市出土文化財管理センター）で受け取る。
- ・郵送を希望の場合は、返信封筒（長形3号、84円切手付）を同封してください。
- ・東広島市役所北館（文化課）で受け取る。
- ・電話のみでの回答は行っていません。

〔記入例〕

〔様式 2〕

提出日

令和 年 月 日

東広島市教育委員会教育長 様

施主、事業主、土地所有者、仲介業者など
(最終的に発行される書類の宛名となります。)

住所

氏名 (依頼者)

個人：認印可
法人：代表印

印

埋蔵文化財の有無について (依頼)

下記のとおり、土木工事等を計画していますので、事前に埋蔵文化財の有無の確認をお願いします。

なお、試掘・確認調査の実施にあたり、障害となる施設の事前処理（建物・構造物等の解体と撤去、上下水道・ガス設備等の確認と切断、アスファルト舗装の除去、樹木の伐採等）及び調査後の現地管理（農作業に伴う陥没等を含む）は、依頼者である当方の責任で行います。また、調査中に管渠等の破損によって上下水道水やガス等が流出した場合は、当方の負担においてすべて処理します。

記

必ずお読みください

依頼の場所	東広島市（依頼場所の住所）		掘削が及ぶ範囲の面積（建物であれば建築面積）		
敷地面積	（全体の面積）㎡	土木工事等の 施工面積	（施工面積）㎡	地目	（宅地、田、 雑種地、山林など）
工事概要 （協議の目的）	（住宅建設・土地売買など）		工事着手 の予定日	（本体工事の着手予定日）	
事業主体者	（施主、事業主名）		現在の土地 の利用状況	（住宅、更地、田、山林など）	
連絡先	住所 会社名 担当者 （窓口担当者の連絡先） 電話				

基礎工事が確定していない場合は後日追加で提出

添付図面 (各 1 部)

1. 位置図 (住宅地図等)
2. 現況図 (実測図、字図等)
3. 建物等配置図
4. 基礎伏図・基礎断面図
5. その他必要図 (地盤補強等がある場合は、その施工図)

埋蔵文化財試掘・確認調査の承諾について

上記所有地の考古学的試掘・確認調査を承諾します。

なお、上記所有地からの出土品等については、文化財保護法第 105 条の規定による権利をすべて放棄し、その出土品等の文化財の活用については、貴機関に一任します。

必ずお読みください

土地所有者 住所

氏名

(試掘・確認調査時の土地所有者)

印

個人：認印可
法人：代表印

4 遺跡内における工事の手続き

埋蔵文化財包蔵地（遺跡内）において掘削や盛土などを伴う工事を行うおうとする場合は、事業者（施主）は工事着手の 60 日前までに届出をしなければなりません（文化財保護法第 93 条）。東広島市では、この工事計画地（予定地）が埋蔵文化財包蔵地（遺跡内）に該当する場合、次の書類を提出しなければなりません。

【提出書類】

【様式 2】

「埋蔵文化財の有無について（依頼）」

【様式 3】

「埋蔵文化財発掘調査の届出・通知」

+

工事計画図面

位置図・現況図・造成図
配置図・基礎伏図・基礎
断面図・地盤改良施工図

※ 様式 2、様式 3 は、インターネット「東広島市役所ホームページ」⇒「組織から探す」⇒「教育委員会生涯学習部」⇒「東広島市出土文化財管理センター」⇒「東広島市出土文化財管理センターの詳細」からダウンロードできます。

書類審査には一定の期間を要するため、工事着工の直前に提出されると、工事日程が遅れる場合があります。また、試掘（確認）調査等が必要となった場合、その準備や調査職員などの空き具合によっては数か月以上かかることもありますので、早めの提出をお願いします。

なお、設計計算や構造計算などを民間の指定確認検査機関に委託された場合、埋蔵文化財に関する手続きや協議に遅れが生じることもありますので、事業関係者が直接提出や確認を行うようお願いします。

書類の受理後、審査を行った結果については、担当職員から電話連絡します。

（指示が出るまで、工事は着工できません）

ポイント！

【審査の基準】

地下にある埋蔵文化財（遺跡）に影響を与えないか？

- ・ **POINT①**：土木工事で掘削する深さ（基礎底の深さ、地盤改良の有無）
- ・ **POINT②**：埋蔵文化財（遺跡）が存在する深さ

【様式3】の届け出内容を教育委員会で審査して回答します。

【工事が埋蔵文化財に与える影響がないと判断された場合】

A. **慎重工事**：工事計画の変更なく、慎重に工事を実施してください。

(計画に変更があった場合は、速やかに連絡してください)

工事着工可能

文書を当センターの窓口で受け取ってください(説明をします)。

【工事が埋蔵文化財に影響を与える可能性が否定できない場合】

B. **工事立会**：埋蔵文化財に影響がないか確認が必要なため、当センターの調査職員が工事に立ち会います。

文書を当センターの窓口で受け取ってください(説明をします)。

速やかに工事のスケジュールを当センターまでご連絡ください。
(立会を実施する日程・時間帯について、担当職員と協議してください)

【立ち会うタイミング】

- ・基礎構築(根切り)の場合…掘削～栗石敷設前
- ・地盤土壌(表層)改良の場合…掘削～固化材投入前
- ・その他の改良工事の場合…柱状改良・杭等打設時

埋蔵文化財(遺跡)へ影響がある場合は、**発掘調査**(不時緊急調査)を実施します。

(詳細については、別途協議となります)

埋蔵文化財(遺跡)への影響がなかった場合、文書を当センターの窓口で受け取ってください。

(説明をします)。

工事着工可能

【工事が埋蔵文化財に影響を与える可能性が高い場合】

C. **要試掘**：遺構の広がりや深さを確認するために、計画地の一部を重機で掘り下げる試掘（確認）調査を行います。



試掘（確認）調査を実施する日程・時間帯について、担当職員と協議してください。



試掘（確認）調査後、埋蔵文化財への影響がないか審査され、その結果については、担当職員から電話連絡します。



慎重工事（支障なし）

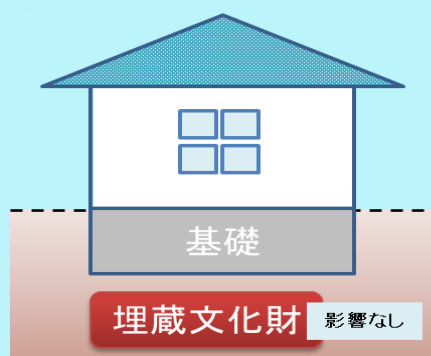


工事立会⇒Bへ

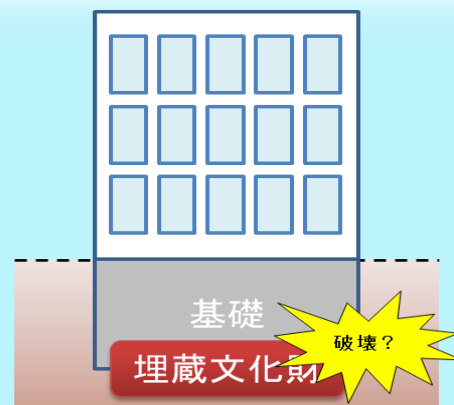


発掘調査

当センターと協議が必要です。



A 「慎重工事」と回答します。



B 「工事立会」または
C 「**要試掘**」と回答します。

【発掘調査】の指示が出たら

- ・埋蔵文化財（遺跡）の保存のため、工事計画などの変更が可能か協議します。
- ・協議の結果、埋蔵文化財（遺跡）の現状保存ができないと判断された場合には、記録保存のための**発掘調査**を実施する必要があります。
- ・発掘調査にかかる費用は、原則的に事業者（事業主）の負担となります。
- ・詳細については、別途協議します。

〔記入例〕

〔様式 3〕

提出日

令和 年 月 日

東広島市教育委員会教育長 様
(生涯学習部文化課)

施主、事業主体者
(別記 1 の「工事主体者と同じ」)

住 所
氏名等

(施主、事業主体者)

印

個人：認印可
法人：代表印

埋蔵文化財発掘の〔届け出〕・通知〕について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したので、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）〔第 93 条第 1 項・第 94 条第 1 項〕の規定により、別記 1 の事項について、関係書類を添付し、別記 2 のとおり〔届け出〕・通知〕します。

別 記 1

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類・時代及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

「4.」以外の太枠内をすべて記入

別 記 2

93条第1項 ・ 94条第1項（該当を○で囲む）

1. 所在地			
2. 面 積	m ²		
3. 土地所有者	氏名等： 住 所：		
4. 遺跡の種類	包含地 集落跡 貝塚 官衙跡 城館跡 寺社跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡（ ）		
遺跡の名称	「4.」は記入不要		
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他（ ）		
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校 住宅 工場 その他建物（ ） 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ガス 電気 水道 電話 農業関連 土砂採取 観光開発 遺跡整備 その他開発（ ）		
工事の概要			
6. 工事主体者	氏名等： 住 所：		
7. 施工責任者	氏名等： 住 所：		
8. 着手時期	令和 年 月 日	9. 終了時期	令和 年 月 日
10. 参考事項			

施主・事業主、鏡文の届出者と同一

東広島市出土文化財管理センターのご案内

当センターは、本市の歴史と文化を物語る貴重な出土文化財の保存・管理・公開・活用を目的とした施設です。

1 階の展示室では、市内の遺跡から出土した土器・石器や木製品などを常時展示し、皆様に見学していただけるよう公開しています。

利用案内

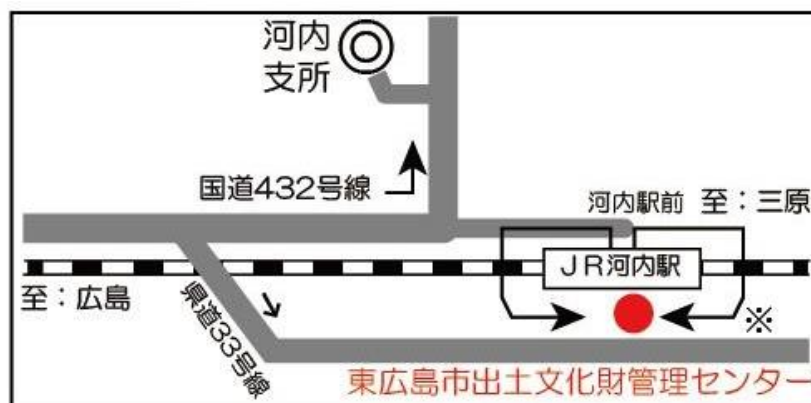
開館時間／午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（入館は午後 4 時まで）

休 館 日／毎週土・日曜日・祝日

年 末 年 始（12 月 28 日から 1 月 4 日まで）

その他、市教育委員会が必要と認めるとき

入 館 料／無料（ご自由にお入りください）



交通案内

- JR 山陽本線「河内駅」下車 南へ徒歩 7 分※
- 国道 432 号線から県道 33 号線（瀬野川福富本郷線）へと分かれる交差点から南東、三原方面へ 800m。
※当センターは河内駅のすぐ南にありますが、河内駅の改札口が北側にしかないため、迂回して東側から線路を踏切で越えるか、西側から歩行者用トンネル（野々口架道橋）で線路下をくぐる必要があります。
- 駐車場：23 台駐車可能（思いやり駐車場有り）

〒739-2201 広島県東広島市河内町中河内 651 番地 7
TEL (082) 420-7890 FAX (082) 437-0320
E-mail hgh207890@city.higashihiroshima.lg.jp